

あなたの一歩で、明日が変わる子どもたちがいる。

里親についての説明会



令和5年度下期 開催概要

対象 港区在住の方 **申込** 各回下記締め切り日までに電話でお申し込みください。

日程	開始時間(各回90分)	会場	申込締切	定員
令和5年10月21日(土)	10:00	高輪区民センター	令和5年10月19日(木)	5組
令和5年10月30日(月)	10:00/14:00/16:30	港区児童相談所	令和5年10月27日(金)	5組
令和5年11月27日(月)	10:00/14:00/16:30	港区児童相談所	令和5年11月24日(金)	5組
令和5年12月9日(土)	10:00	麻布区民センター	令和5年12月7日(木)	5組
令和5年12月18日(月)	10:00/14:00/16:30	港区児童相談所	令和5年12月15日(金)	5組
令和6年1月13日(土)	10:00	白金台いきいきプラザ	令和6年1月11日(木)	5組
令和6年1月22日(月)	10:00/14:00/16:30	港区児童相談所	令和6年1月19日(金)	5組
令和6年2月26日(月)	10:00/14:00/16:30	港区児童相談所	令和6年2月22日(木)	5組
令和6年3月9日(土)	10:00	芝公園区民協働スペース	令和6年3月7日(木)	5組
令和6年3月22日(金)	10:00/14:00/16:30	港区児童相談所	令和6年3月19日(火)	5組

◇◇ 養育家庭として子育てされている方の話が聴ける機会 ◇◇

日程	時間	申込締切	定員	内容	会場
令和5年11月23日 (木・祝)	14:00 ~16:00	令和5年11月15日(水)	90名	養育家庭体験発表会	港区立男女平等参画センター リーブラホール (みなとパーク芝浦1階)
令和6年2月17日 (土)	14:00 ~16:00	令和6年2月15日(木)	10組	里親を囲んでの座談会	港区立男女平等参画センター リーブラ学習室C (みなとパーク芝浦2階)

お電話で申込みの上、お越しください。

- ・港区から委託を受けた二葉乳児院のフォスタリングチームみなとが実施いたします。
- ・上記以外の日程でも対応可能です。ご相談ください。



港区児童相談所 フォスタリングチームみなと

〒107-0062 東京都港区南青山5-7-11

里親相談
ダイヤル

03-5962-6505

8:30~18:00 (土・日・祝・12/29~1/3を除く)



あなたの一步で、明日が変わる子どもたちがいる。



親の虐待、病気、離婚、経済的理由など、様々な事情により
家庭で暮らすことのできない子どもが、東京都内には、約4,000人います。
そのうち約8割の子どもたちが、乳児院や児童養護施設等で生活しています。

家庭を必要とする子どもを家庭に迎え入れ、
健やかな育ちを支える「里親」を募集しています。

◆ 里親の種類 ◆

養育家庭（里親）	養子縁組を目的とせず、一定期間、家庭に迎え入れ養育する里親です。
養子縁組里親	養子縁組によって養親になることを希望する里親です。
親族里親	両親等の死亡、長期入院等により養育できない場合に、祖父母等の親族がその子どもを養育する里親です。
専門養育家庭	虐待や障害により専門的なケアを必要とする子どもを養育する里親です。

◆ 里親になるためには ◆

里親になるために、特別な資格や経験は必要ありません。

下記の要件を満たす方は里親に申し込むことができます。

- 港区内に居住していること
- 心身ともに健康であること
- 経済的に困窮していないこと
(親族里親は除く)
- 適切な住環境があること など

◆ 里親になるまでの流れ ◆

- ① 児童相談所に問い合わせ・説明会に参加
- ② 児童相談所での面接・要件の確認
- ③ 認定前研修を受講
- ④ 申請書類を提出
- ⑤ 家庭訪問・調査
- ⑥ 児童福祉審議会での審議
- ⑦ 里親認定・登録



日時

令和5年11月23日(木・祝)

14:00~16:00 (受付・開場13:30開始)

会場

港区立男女平等参画センター リーブラホール

港区芝浦1-16-1 みなとパーク芝浦1階

JR田町駅より徒歩5分 ※公共交通機関をご利用の上、お越してください。

内容

- 里親制度の紹介
- 養育家庭(里親)の体験談
2名の方にご登壇いただきます。
- 質疑応答
- 港区里親制度普及啓発
キャラクターの名前発表!

※会終了後、ご希望の方には個別の質問に対応します。

申込み

定員 90名

令和5年11月16日(木) 18時までにお申し込みください。

以下のいずれかの方法でお申し込みください。

- 右記二次元コード
- 下記里親相談ダイヤルへの電話
- 下記Fax番号への送信
Faxでお申し込みの場合は、申込者全員の氏名、ふりがな、Fax番号、お住まいの区市町村をご記入ください。

港区里親制度普及啓発
キャラクター



二次元コード



その他

- 手話通訳あり。
- 保育あり。先着順。(生後4か月から就学前まで。5名程度。)
※保育をご希望の方は、電話でお申し込みください。

問合わせ・申込み

港区児童相談所 フォスタリングチームみなと



Tel. 03-5962-6505

Fax. 03-5962-6509

8:30~18:00 (土・日・祝・12/29~1/3を除く)

〒107-0062 東京都港区南青山5-7-11



港区

養育家庭

(里親)

体験発表会のご案内

あなたの一歩で、明日が変わる子どもたちがいる。知ってほしい、養育家庭のこと。

参加
無料

東京都1次募集で参加登録 **3,000** 件突破

好評につき
2次募集開始

12/20まで

災害時の停電対策にも!

住宅用・事業用
— 10kW未満 —

共同購入事業と補助金で 太陽光パネル・蓄電池をおトクに購入するチャンス!



共同購入と補助金で想定市場価格の約 **$\frac{1}{3}$** に!

平均的サイズ太陽光パネル(3kW)・蓄電池(7kWh)を設置した場合の価格イメージ

共同購入で想定市場価格から **約20%OFF**

東京都補助金を活用で **最大150万円補助**

共同購入価格と東京都補助金を活用すると
想定市場価格と比べて購入価格が約 **$\frac{1}{3}$** になり
おトクです。

※補助金の詳細な交付要件等は以下のHPをご覧ください。
https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/adiabatic_solor

選べる施工費込みのプラン

1 太陽光パネル

発電した電気を
自家消費
電気代を節約!



2 太陽光パネル+蓄電池

昼間発電した電気を
夜間に使えて、
災害対策にも!



3 蓄電池

太陽光パネル既設
卒FITにオススメ!



プラン1: 市場価格から **19.5%OFF**※1 プラン2: 想定市場価格から **20.6%OFF**※1※2 プラン3: 想定市場価格から **21.6%OFF**※2
※は裏面下部参照

港区民の皆様へ

港区では、2050年ゼロカーボンシティの達成に向けて、再生可能エネルギーの利用拡大を推進しています。

太陽光発電や蓄電池を設置することで、二酸化炭素排出量の削減に貢献でき、電気代の節約や防災にも繋がります。

本事業は共同購入によるスケールメリットにより購入価格を低減する仕組みです。港区・東京都の補助金も併せて利用できる場合がありますので、ぜひご活用ください。

**太陽光・蓄電池を設置して
日々の電気代を安く!**

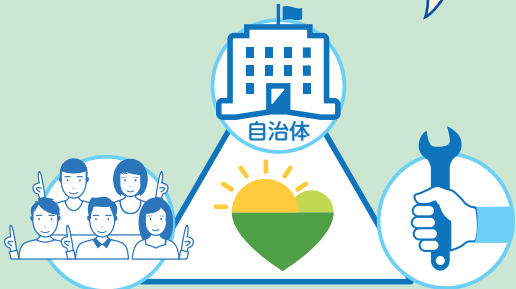
東京都 みんなのおうちに太陽光 |

参加登録しても太陽光パネルや蓄電池の導入契約義務はありません。
参加登録・詳しい情報は専用WEBサイトからご確認を



太陽光パネル・蓄電池の共同購入とは

再生可能エネルギーの普及促進



参加者

販売施工事業者

みんなで参加できる！安心のサポート！
簡単に手続きができる

多くの注文を獲得・計画的に販売・施工

充実した保証

太陽光パネル保証

システム
保証
15年

自然災害
補償
10年

パネル
出力保証
20年

施工保証
10年

蓄電池保証

自然災害
補償
10年

施工保証
10年

蓄電池
製品保証
10年

東京都の補助金と組み合わせてさらにおトクに!!

1

太陽光パネル(3kW)の場合

総補助額最大45万円

2

太陽光パネル(3kW)+蓄電池(7kWh)の場合

総補助額最大150万円

補助金:45万円(太陽光)+ 105万円(蓄電池)

3

蓄電池(7kWh)の場合

総補助額最大105万円

※補助金の詳細な交付要件等は右記のURLからHPをご覧ください。 https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/adiabatic_solor

新築住宅への導入にも補助があります

まずは
無料登録!

登録から調査の申込み・購入までの流れ

—かんたん手続き—



1

無料の参加登録

10月1日~12月20日

専用WEBサイトから参加登録。
自宅・建物のことをわかる範囲で入力

参加登録は無料!
登録したら待つだけ



2

見積りを確認

登録後すぐ確認

太陽光パネル・蓄電池が
いくらで買えるのか見積りを確認(無料)

お財布に
やさしい

あんしん
手続き



3

調査の申込み*

12月20日まで

設計・最終見積りを作成する為の
図面や現地の調査に申込み

調査後、最終見積りで購入判断し契約手続

早く申込みをすれば、検討時期を充分にとることができます

※調査申込時に3,000円の費用がかかります。(契約される方はお支払い代金に充当いたします。最終的に契約されない方にはお返しいたします。)
※参加登録期間は延長する場合があります。

お問い合わせ窓口

東京 みんなのおうちに太陽光事務局

0120-723-100

受付時間:10:00~18:00(土・日・祝日を除く)

東京 みんなのおうちに太陽光

検索

いますぐ登録



参加登録・詳しい情報は専用WEBサイトからご確認を
<https://group-buy.metro.tokyo.lg.jp/solar/tokyo/home>

※1 太陽光パネルの市場価格は、株式会社資源総合システム(以下、同社)の調査結果をもとに算出しております。また太陽光パネルの割引率は、同社の調査結果と、3.6kW-4.6kWの範囲に該当する太陽光パネル枚数(12点)における落札3社の平均値から算出しております。
※2 蓄電池の想定市場価格は、同社の調査結果により得られた市場価格に、当社(アイチューザー株式会社)が把握している上記調査に反映されていない蓄電池メーカーによる蓄電池の販売価格の値上げ分(各メーカーの値上げ率に市場シェア率を乗じて加重平均して算出した率を上記市場価格に乘じた金額)を加えて算出しております。

令和5年10月20日

「木造住宅耐震化支援事業のご案内」
「ブロック塀等除去・設置工事支援事業のご案内」の戸別配布について

区では、近い将来発生する可能性が高いとされる大地震に備えるため、ご自宅の無料耐震診断事業や耐震改修等工事費の一部を助成する事業を行っています。

こうした助成制度を十分に活用していただくため、平成22年度から順次パンフレットの戸別配布による普及・啓発活動を行っています。

今年度は、今月より麻布地区にて平成12年以前に建築されたお宅へ投函していますので、対象となる町会・自治会へ情報提供をさせていただきます。配布時期は、10月から11月中の予定です。

今年度から助成額を増額していますので、これを機に制度をご活用いただき、ご自宅の耐震性の確認、耐震化をご検討ください。無料のアドバイザー派遣も行っていきますので、お気軽にご相談ください。

実際には助成対象でないお宅に配布してしまう場合もございますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、「ブロック塀等耐震化事業のご案内、がけ・擁壁改修工事等支援事業のご案内」のパンフレットを添付しますので、是非ご覧ください。

※部数に不足があった場合はご連絡ください。

戸別配布はシルバー人材センターへ委託しています。ポストへの投函を行うのみですので、戸別配布する者が直接説明をしたり、またはその場で建物を検査したりすることはありません。

●問い合わせ先●

街づくり支援部 建築課 構造・耐震化推進
港区役所本庁舎6階
電話：03-3578-2295

ブロック塀等 耐震化支援事業のご案内

R4年11月から
助成額を拡大しました

(P1~P3)

がけ・擁壁 改修工事等支援事業のご案内

(P4~P7)



写真提供 一般財団法人 消防防災科学センター

ブロック塀等耐震化支援事業

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊を回避するため、港区内にある耐震性の低いブロック塀等に対し必要な支援を行うことにより、区民の生命及び財産を保護するとともに、災害に強いまちづくりを実現することを目的としています。

ブロック塀等^{※1}に対する耐震化支援の流れ

【1】 ブロック塀等耐震アドバイザー派遣 令和4年度 新設



アドバイザーに危険と判断され、対応方法を検討したら【2】へ

【2】 ブロック塀等除却・設置工事費用助成

アドバイザー派遣を利用しない場合でも、個別の要件を満たす場合は助成制度を利用できます。

※1 ブロック塀等とは、コンクリートブロック塀、万年塀、大谷石塀その他これらに類する塀で、地震発生時において、倒壊により人の生命、身体又は財産に危険を及ぼすおそれがあるものをいいます。

【1】 ブロック塀等耐震アドバイザー派遣（無料）

区内の道路に面するブロック塀等の所有者に対して、現地に専門家を派遣し、安全性を確認するための調査を行います。また、安全性が確認できないブロック塀等の除却工事及びそれに伴う新規塀の設置工事に関する相談に応じ、技術的な支援を行います。

●対象となるブロック塀等

区内の道路（一般の交通の用に供する道を含む）に面するもの

●申請することができる方

個人	・複数の方が権利を有する場合は、当該権利を有する方の全員の同意により管理者として選任された方
マンション管理組合	・区分所有者の集会の決議により選任された方又は持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た方
法人	・国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体でないこと。 ・宅地建物取引業者又は不動産賃貸業を営む者でないこと。 ・大企業でないこと。

【2】ブロック塀等除却・設置工事費用助成

区内の道路に面する安全性を確認できないブロック塀等の除却工事及びそれに伴う新規塀の設置工事を実施する場合、工事費用の一部を助成します。

●助成内容（千円未満は切り捨て）

	①除却工事	②除却に伴う新規塀の設置工事
対 象	コンクリートブロック塀、万年塀、大谷石塀、レンガ積塀等	フェンス等
助 成 額	○アドバイザー派遣を利用した場合 ^{※3}	
	除却に要した費用の 全額 (助成限度額 150 万円)	設置工事に要した費用の 2 / 3 (助成限度額 100 万円)
	○アドバイザー派遣を利用しなかった場合	
	6,000 円 / m 以内	1 万円 / m 以内 (除却したブロック塀等の長さが上限) 又は 設置工事に要した費用の 1 / 2 の少ない方の額 (助成限度額 20 万円)

R4年11月から
助成額を拡大しました

- ・助成対象工事に要した費用には、消費税相当額は含みません。
- ・設置工事まで行う場合は、「①除却工事」と「②除却に伴う新規塀の設置工事」の合計額から助成額を算出します。
- ・※3はアドバイザー派遣を利用し、耐震化が必要と判定された場合が対象です。
- ・アドバイザー派遣事業を利用した場合の助成額は、**令和7年3月31日までに工事を完了するもの**が対象です。

●対象となるブロック塀等

1. 区内の道路（一般の交通の用に供する道を含む）沿いに設けられた安全性を確認できないブロック塀等であること。
2. 除却をしようとするブロック塀等の高さが前面道路の路面の中心から 1.2 m を超えること。
3. 設置工事においては、除却工事に伴い新たに設ける塀であって、建築基準法その他関連法規に適合するものであること。
4. 建築物の解体及び建築に伴う除却・設置工事でないこと。
5. 不動産の譲渡又は売買を目的とするために所有するブロック塀等に係る除却・設置工事でないこと。

●申請することができる方

アドバイザー派遣に同じ。

- アドバイザー派遣を利用し、耐震化が必要と判定されたブロック塀等^{※2}においては、上記の「対象となるブロック塀等」と「申請することができる方」の要件に関わらず申請することができます。

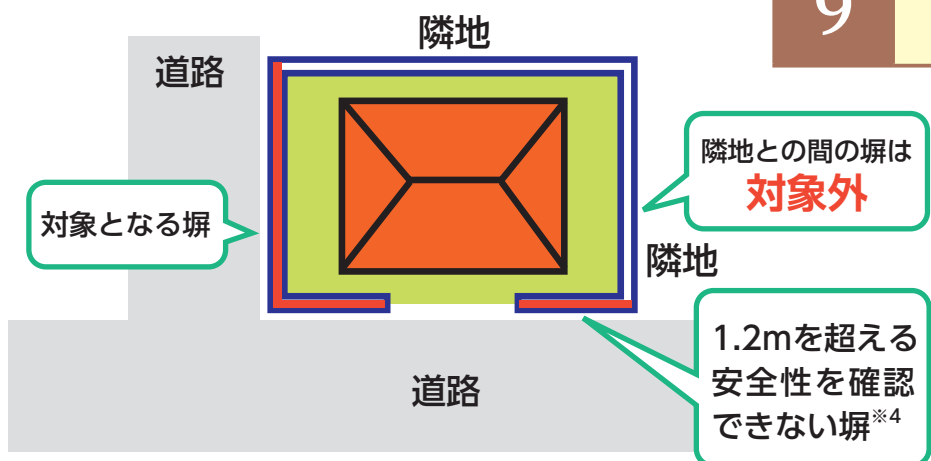
※2 耐震化が必要と判定されたブロック塀等とは、調査報告書の危険度ランクが「A」と判定されたものをいいます。

● 手続きの流れ

【1】 ブロック塀等耐震アドバイザー派遣



【2】 ブロック塀等除却・設置工事費用助成



※4 アドバイザー派遣を利用し、耐震化が必要と判定された場合を除く。

がけ・擁壁改修工事等支援事業

地震、台風、集中豪雨等の自然災害に備えて宅地及び建築物の安全性の向上を図るため、港区内にあるがけ又は擁壁の存する土地の所有者等に対して必要な支援を行うことにより、区民の生命及び財産を保護するとともに、災害に強いまちづくりを実現することを目的としています。



写真) 平成 28 年熊本地震により発生した擁壁倒壊；国土交通省資料より

がけ・擁壁等に対する耐震化支援の流れ

【1】 がけ・擁壁改修工事アドバイザー派遣



アドバイザーに危険と判断され、対応方法を検討したら【2】へ

【2】 がけ・擁壁改修工事費用助成

アドバイザー派遣を利用しない場合でも、個別の要件を満たす場合は助成制度を利用できます。

【1】 がけ・擁壁改修工事アドバイザー派遣（無料）

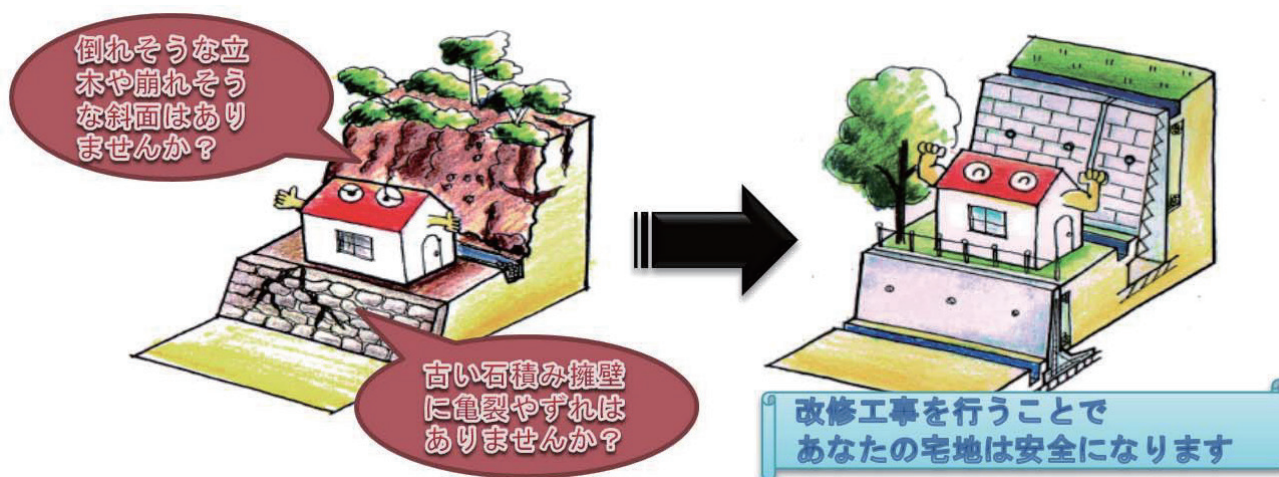
区内のがけ等の所有者に対して、現地に専門家を派遣し、安全性を確認するための調査を行います。また、がけ等の新設工事及び築造替え工事に関する相談に応じ、技術的な支援を行います。

●対象となるがけ・擁壁等

高さが2メートルを超えるもの

●申請することができる方

個人	・複数の者が権利を有する場合は、当該権利を有する方の全員の同意により管理者として選任された方
マンション管理組合	・区分所有者の集会の決議により選任された方又は持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た方
法人	・国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体でないこと。 ・宅地建物取引業者又は不動産賃貸業を営む者でないこと。 ・大企業でないこと。



【2】 かけ・擁壁改修工事費用助成

区内のかけ等の改修（新築工事及び築造替え）工事を実施する場合、工事費用の一部を助成します。

●助成内容（1万円未満は切り捨て）

助成額	工事に要した費用の $\frac{2}{3}$ (助成限度額 1,200 万円) ただし、土砂災害警戒区域内の場合 5,000 万円)
-----	---

※助成対象工事に要した費用には、消費税相当額は含みません。

※擁壁が同一の敷地に2基以上ある場合は、それぞれの工事費用の合計額から助成額を算出します。

※助成対象地を複数の方が共有する場合、共有者の人数にかかわらず、一の助成とします。

※分筆された敷地にまたがる一連のかけ等を対象として、複数の所有者が共同して一体の工事を行う場合、工事に要する費用はそれぞれの所有者ごととします。

●対象となるかけ等

1. 改修工事後の擁壁の高さが2メートルを超えること。
2. 建築基準法第6条に基づく確認申請による建築確認又は都市計画法第29条に基づく開発行為の許可を受けたものであって、検査済証を発行されるもの。
3. 不動産の譲渡又は売買を目的とするために所有する土地又は建築物の敷地に存するかけ等に係る改修工事でないこと。
4. 建築物の建築計画等により建築物の外壁を擁壁として兼用させる場合又は新たに生じたかけ等の部分に対して建築物の部分と擁壁を兼用させる場合における当該兼用部分に係る改修工事でないこと。

●申請することができる方

アドバイザー派遣に同じ。

●手続きの流れ

【1】 がけ・擁壁改修工事アドバイザー派遣



【2】 がけ・擁壁改修工事費用助成



お気軽にご相談ください

【問合せ先】 港区街づくり支援部 建築課 構造・耐震化推進係
〒105-8511 港区芝公園1-5-25 電話 03-3578-2111 (内線) 2295~7、2844、2845

第25回港区食品衛生消費者懇談会

知って役立つ! 冷凍食品のこと ～特徴と活用方法～



開催日時 令和5年 **11月28日(火)**

14時～16時30分 受付:13時30分～

身近で便利だけど、知らないこともたくさんある冷凍食品。家庭での取扱い方法やおいしく食べる活用方法などを解説していただきます。

参加費 無料

会場 みなと保健所8階大会議室 ▶▶

対象 区内在住・在勤・在学者

定員 70名(申込順。申込先へご連絡ください)

申込 令和5年11月1日(水)～11月27日(月)
受付時間 9時～17時(11月1日(水)のみ14時から)

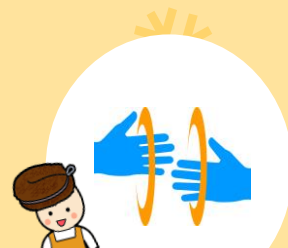
みなとコール ☎ 03-5472-3710

一時保育あり ※4ヵ月～就学前、5名まで。
11月20日(月)までにお申し出ください。



講師

一般社団法人日本冷凍食品協会
広報部長
三浦 佳子 氏



懇談会当日
手話通訳者がいます

どなたでも
参加できます

Webでも
開催します!



開催期間 令和5年12月18日(月)～令和6年1月12日(金)

テーマ

- ① 食中毒予防3原則
- ② 異物混入事例集
- ③ 冷凍食品とはどんなもの?

参加方法

港区ホームページで動画を公開します。
インターネット、電子メール、ファックスにて
ご質問・ご意見をお寄せください。

詳細は区ホームページを
ご覧ください。

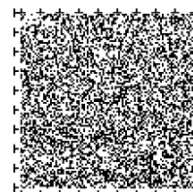


令和5年11月1日～掲載します

問合せ

みなと保健所 生活衛生課
食品広域監視係、食品安全推進担当

☎ 03-6400-0047
(平日8時30分～17時)



主催

みなと保健所

共催

港区食品衛生推進員、みなと食品衛生協会

食品を募集します！

食で地域を応援

ご自宅に眠っている食品をご寄付ください！
ご寄付いただいた食品は、港区子ども食堂ネットワークに加盟する団体にお渡しし、子ども食堂(※1)や、子育て家庭を対象としたフードパントリー(※2)等の活動に活用させていただきます。

(※1)子どもや子育て家庭等へ無料または低額で食事を提供することで、孤食を解消したり地域の交流の場となったりする、地域の食堂です。

(※2)困っている人や必要な人が、無料で食品の支援が受けられる活動(場所)です。

令和5年 **11月20日(月)** ~ **12月4日(月)**

受付場所
・時間等

福祉プラザさくら川
(社会福祉法人 長岡福祉協会)

港区新橋6-19-2
月～日曜日 午前9時～午後5時

ありすの杜 地域交流スペース「きらく」
(社会福祉法人 新生寿会 / 社会福祉法人 洛和福祉会)

港区南麻布4-6-1
月～土曜日 午前10時～午後4時

港区社会福祉協議会

港区六本木5-16-45 港区麻布地区総合支所2階
月～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後5時

港区立精神障害者支援センター あいはーと・みなと
(社会福祉法人 港福会)

港区高輪1-4-8
月～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後5時

にじのそら保育園 芝浦
(社会福祉法人 ひかり会)

港区芝浦1-14-6 BSビル1階
月～金曜日(祝日除く) 午後1時～午後3時

みなと工房

(社会福祉法人 港福会)

港区芝浦1-14-8 ベルハイム田町201
月～金曜日(祝日除く) 午前10時～午後4時

デイサービスセンターみたて
(社会福祉法人 すこやか福祉会)

港区港南4-5-3
月～土曜日 午前10時～正午・午後1時～5時

11月25日(土) 午前10時～午後4時

「第6回港区地域福祉フォーラム」の
会場内でも受け付けます！

赤坂区民センター3階 ※11月25日(土)のみ
港区赤坂4-18-13 赤坂コミュニティぶらざ内

※出張による回収は行っていませんので、ご了承ください。

ご寄付
いただきたい
食品

- ・常温保存できるもの ・未開封のもの
- ・賞味期限が記載されているもの(米や塩・砂糖などを除く)
- ・賞味期限が令和6年2月1日以降のもの ※飲用の酒類は除きます。

問い合わせ

港区社会福祉法人連絡会

《事務局》社会福祉法人 港区社会福祉協議会

電話 03-6230-0280 FAX 03-6230-0285

港区社会福祉法人連絡会とは、区内に本部や事業所がある社会福祉法人が連携し、地域における福祉の充実に向けた取組や情報共有等を行うためのネットワークです。

超高齢社会の今、できることから始めませんか？

地域の見守りと支援のヒント

～今すぐ始めるココロとモノの整理術～

遺品整理や福祉整理のプロフェッショナルから、現場から見えてくる見守りのヒントや生前整理・終活・モノの整理術などの実践方法を学びます。

12月7日(木) 14:00～16:00
(開場 13:30)

リーブラホール (芝浦1丁目16-1 みなとパーク芝浦 1階)

第1部 整理現場から見た地域の見守りと支援の大切さ

第2部 ココロとモノの整理術

講師

遺品整理と福祉整理のプロフェッショナル
あんしんネット事業部長

石見 良教



申し込み 対象:どなたでも ◆定員100人(申込順)◆

12月4日(月)までに電話・FAX、または申込フォーム(<https://forms.gle/RVBSNxFkUef6iit89>)よりお申し込みください。

※保育が必要な人は、11月29日(水)までにお申し出ください。

(対象:4ヶ月～就学前、3名程度、申込順)

※手話通訳あり

申込フォーム→



問い合わせ・申し込み

港区社会福祉協議会 地域福祉係

電話:03-6230-0281 FAX:03-6230-0285 メール:chiiki@minato-cosw.net

主催:港区

FAX用 参加申込書

港区社会福祉協議会 地域福祉係 宛 FAX:03-6230-0285

お名前	ふりがな	
連絡先	TEL	FAX
区分	在住 ・ 在勤 ・ 在学 ・ その他()	
申込み理由	よろしければご記入ください	
その他	※保育が必要な場合はその旨ご記入ください	

※申し込み時等にご提供いただいた個人情報は、本会個人情報保護規程に基づき、適切に取り扱い、上記の事業の実施に使用させていただきます。

講師紹介

石見 良教(いしみ よしのり)

遺品整理と福祉整理のプロフェッショナル
あんしんネット事業部長

福岡市生まれ。西南学院大学法学部卒業後、広告、出版業界から葬祭業界へ。さらに遺品整理業へ転身。長年にわたる遺品整理業務から、超高齢社会で問題化してきている福祉住環境整理(福祉整理)の提唱者。常に現場の最前線に立ち、批評や評論ではない生の現場の声を情報として発信。

マスコミ各社からも取材での丁寧な対応が好評となり、遺品整理人の密着シリーズをはじめ、ドラマの遺品整理監修、時には役者としても出演。

これまでに9000件以上の現場に携わり、現場からの声を大切に考え、福祉や介護に携わる方々と共に考える講演が好評。特に「孤独死」問題や高齢者のゴミ問題の解決に向けて、地域での見守りの大切さを伝えています。最近、介護予防としての整理術「生前整理」の講話も行ない、これまでに905会場でボランティア講演を続けています。

会場案内

リーブラホール (芝浦1-16-1 みなとパーク芝浦1階)

- JR「田町駅」芝浦口 (東口) 徒歩 5 分
- 地下鉄浅草線・三田線「三田駅」 徒歩 6 分
- ちいばす芝ルート・芝浦港南ルート
「みなとパーク芝浦」バス停から徒歩すぐ



みなとパーク
芝浦

町会・自治会のみなさん必見！



町会・自治会 まるごとデジタル支援



ホームページ作成講座への参加団体を募集します

募集対象

町会・自治会で、主に広報を担当している方
ホームページ作成にご興味のある方

ホームページ作成講座

3回通して受講すれば町会のホームページを設立できます！！

パソコンで文字を打てる方であれば、どなたでも比較的簡単にホームページが作成できる無料のツールを活用し、ホームページを作成します。

講座の中でホームページの公開まで行います。

講座内容

講座回	内容
第1回	ホームページの基礎、ホームページ作成ツールの説明 等 ※ 第2回開催日までに、ホームページに掲載する写真データや文章等をご準備いただきます。
第2回	ホームページ作成ツールの操作、作成 等
第3回	SNSを使った情報拡散の手法支援、作成したホームページの発表 等

開催日程

場所	赤坂区民センター(4階 多目的室)	
第1回	11月27日(月)	午後2時～4時
第2回	12月5日(火)	午前10時～12時
第3回	12月13日(水)	午前10時～12時

※講座には、**パソコン**をお持ちください。

※**パソコンのご持参ができない場合は、事前にご相談ください。**

※講座内容、開催日程は変更になることがあります。

申込方法

港区 産業・地域振興支援部 地域振興課区民協働・町会自治会支援担当に**電話**または**メール**でお申込みください。

電話番号：03-3578-2532

メールアドレス：minato03@city.minato.tokyo.jp